

## コープ共済連からのご案内

### ■2009年度CO・OP共済《たすけあい》の事業概況

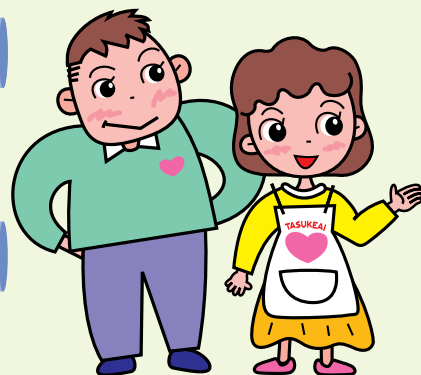
コープ共済連の2009年度（2009年3月21日～2010年3月20日）決算が確定しましたのでご報告いたします。

2009年度の割戻金額は、同封の「割戻しのご通知」の通りですので、ご確認ください。2009年3月～2010年2月までの掛金が対象となっており、2010年3月31日現在、ご契約が有効な方にお支払いします。

#### 《たすけあい》の状況（2010年3月20日現在）

（生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業）

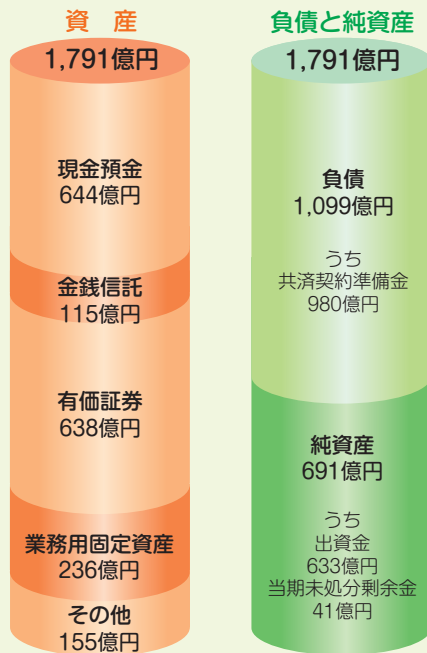
※2008年度の受入共済掛金と共済金支払額はコープ共済連と日本生協連の合計です。



CO・OP共済の詳しい事業状況や経営状況については、コープ共済連のホームページの「CO・OP共済事業のご報告」をご覧ください。

<http://coopkyosai.coop/about/statement.shtml>

### ■資産と負債・純資産の概況（2010年3月20日現在）（億円未満切捨て）



共済契約準備金とは、法令で定められた共済契約にともなって発生する将来の支払いのための準備金のことです。負債となります。

#### 参考資料（支払余力比率）

共済事業の健全性を正確に理解いただくためには、様々な指標を総合的にご覧いただき、ご判断いただく必要があります。

（単位：百万円、百万円未満四捨五入）

区分	2009年度
支払余力総額	95,299
リスクの合計額	19,379
支払余力比率	983.5%

※1 上記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標です。

※2 コープ共済連では、(社)日本共済協会で取りまとめた「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」に基づいて算出しています。そのため、生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較はできません。(社)日本共済協会における要領によれば、上記比率は、200%以上必要とされています。

## 割戻しのご案内

### (1) 2009年度の割戻率について

CO・OP共済事業では、剰余金が発生した場合、契約者の皆さまに割戻金として還元させていただいています。この割戻金は、払い込んでいただいた掛金（2009年3月～2010年2月の入金分）に一定の率（割戻率）をかけて計算しております。2009年度の《たすけあい》の割戻率を以下の通りとさせていただきますのでご確認ください。

《たすけあい》全体	19.4%
ジュニア18コース	17.5%
ジュニア18コース以外のコース	20.0%

### (2) 2009年度からの変更点について

割戻しの方法につきましては、規約変更（2010年1月厚生労働省認可）にともない、契約者割戻し方式に変更いたしました。

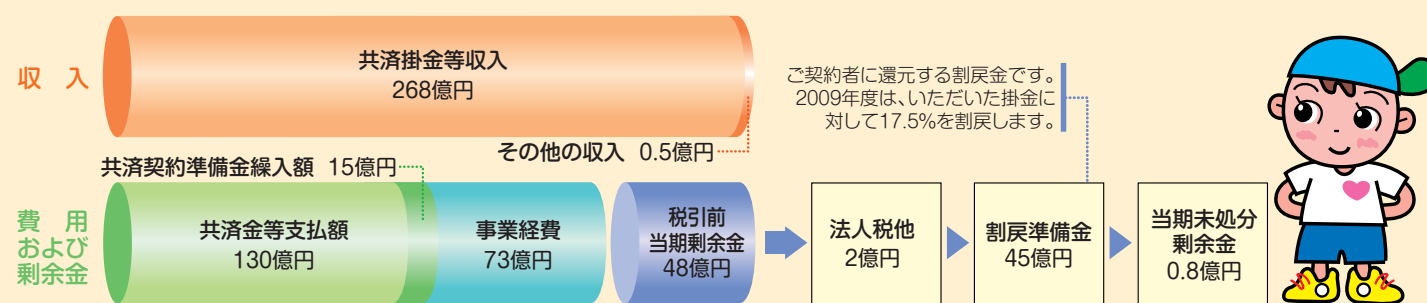
2008年度までの割戻しは、全コース一律の割戻率（2008年度実績：19.0%）により実施してきましたが、2009年度からの割戻しは、公平性を高める観点から、コースごとの剰余金に応じて割戻率を設定することに变更いたしました。

割戻しは、皆さまからいただいた掛金からお支払いした共済金、お支払いにかかる経費等を引いて残った額（税引前当期剰余金）を財源としています。そのため、共済金のお支払いが多いジュニア18コースはそれ以外のコースに比べ割戻率が低くなっております。

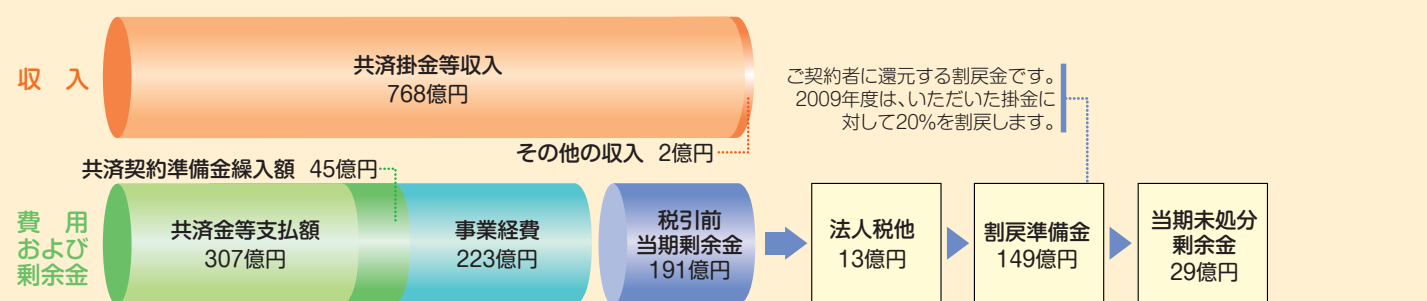
なお、ジュニア18コースとジュニア18コース以外のコースの2009年度決算状況（損益計算書）は、以下をご覧ください。

※パルシステム連合会、生活クラブ生協連合会、グリーンコープ連合（以下、3連合会）のいずれかの会員生協でご加入いただいている場合、3連合会の元受部分については割戻し方式の変更はありません。

### 【ジュニア18コース】収入と費用および剰余金の概況（2009年3月21日～2010年3月20日）（億円未満切捨て）



### 【ジュニア18コース以外のコース】収入と費用および剰余金の概況（2009年3月21日～2010年3月20日）（億円未満切捨て）



## 共済金のご請求、忘れていませんか？

CO・OP共済では、共済金のお支払いをすることで皆さまのお役に立ちたいと考えています。

●共済金のご請求については、ご加入の生協にお問い合わせください。共済金の請求手続きを解説した「共済金請求のガイド」をホームページでご案内しています。

<http://coopkyosai.coop>



## ご不明な点は、ご加入の生協にお問い合わせください。



コープ共済連ホームページでは、全国の生協のお問い合わせ先や事業情報をお知らせしています。また、住所や振替口座等、現在のご契約内容に変更がある場合には、ご加入の生協へご連絡ください。

### コープ共済連ホームページ

トップページ

<http://coopkyosai.coop>

全国の生協一覧

<http://coopkyosai.coop/inquiry/map.shtml>



# 加入者ニュース 2010

## 保存版



# CO・OP共済《たすけあい》2010年3月改定のお知らせ

## ジュニア18コースの改定

### ■J1900円コースの新設

ジュニア18コースに、新たに「加入条件がゆるやか」なJ1900円コースを新設しました。

加入できる年齢(初回掛金振替日翌日の年齢)	0歳～満18歳
保障期間	満19歳の満期日まで
お支払い内容	月掛金
病気になる・事故(ケガ)入院 <small>(1日目から360日分)</small>	日額 <b>5,000</b> 円
事故(ケガ)通院 <small>(事故日から180日以内、1日目から90日分)</small>	日額 <b>2,000</b> 円
手術 <small>(コープ共済連の定める 支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります</small>	<b>4・8・16</b> 万円
長期入院 <small>(270日以上連続した入院)</small>	<b>30</b> 万円
事故後遺障害 <small>(事故日から2年以内の 所定の後遺障害状態 障害の程度に応じて金額が変わります)</small>	<b>14～350</b> 万円
病気になる・重度障害	<b>100</b> 万円
事故死亡・事故重度障害 <small>(事故日から2年以内)</small>	上記にプラス <b>50</b> 万円
親死亡・親重度障害 <small>(扶養者を含む)</small>	<b>4</b> 万円
扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 <small>(事故日から2年以内)</small>	<b>100</b> 万円



詳しい保障内容は加入申込書付宣伝物をご覧ください。

### ■J1000円コース条件付加入制度の変更

J1000円コースの「条件付加入制度」とは、特定の病気を原因として告知事項に該当する方も、条件付で加入することができる制度です。

- J1000円コースに条件付加入制度で加入した場合、満19歳の満期後はV1000円コースのみに移行できましたが、新たにV2000円コース、L2000円コースにも移行できるようにしました。
- 「心理的発達の障害」の対象となる疾病に「多動性障害」を追加しました。
- ジュニア18コース加入期間中としていた「心理的発達の障害」の免責期間を、申込日から3年間とし、その間は他のコースに更改した場合も免責期間を引き継ぐこととしました。

## 1. 保険法とCO・OP共済

これまでは、保険契約に関するルールは、商法に定められていました。しかし、2010年(平成22年)4月1日、この商法の保険契約に関する規定を独立した法律にした「保険法」が施行されました。「保険法」では、保険契約と同等の内容を有するCO・OP共済などの共済契約についても適用対象となりました。

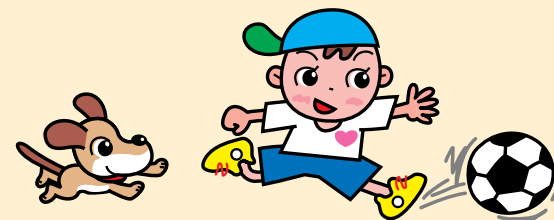
## 2. CO・OP共済《たすけあい》の取扱いの変更点

保険法の施行にともない、2010年3月1日にCO・OP共済《たすけあい》の改定をおこないました。取扱いの変更事項はつぎのとおりです(この変更は既存の契約にも適用されます)。

### ①死亡共済金受取人の指定・変更

保険法に基づき、これまで定められていなかった死亡共済金受取人の指定・変更に関する手続きについて明確にしました。

- ・死亡共済金受取人指定・変更ができる時期は、共済事由が発生(被共済者の死亡)するまでとします。
- ・死亡共済金受取人指定・変更の効力は、死亡共済金受取人指定・変更の書面による通知がコープ共済連に到達した場合、その通知を発した時にさかのぼって生じ



ることとします。

- ・死亡共済金受取人指定・変更は、法律上有効な遺言によってもすることができます。ただし、遺言による受取人指定・変更は、共済契約者が死亡した後に、共済契約者の相続人がコープ共済連に通知しなければ、有効にはなりません。

※死亡共済金受取人指定・変更の通知がコープ共済連に到達する前に、コープ共済連が変更前の受取人に共済金を支払った場合、変更後の受取人に共済金は支払いません。

### ②共済金の支払期限

これまでは、共済金の支払期限は30日で、調査・確認が必要な場合は期限を定めず延長できましたが、保険法

調査・確認内容	支払期限(履行期)	
調査・確認事項がない場合	10日*	
共済金支払いのため調査または確認をおこなう場合	30日	
特別な調査をおこなう場合	災害救助法が適用された地域における調査・確認が必要な場合	60日
	・医療機関・医師等への書面・面談による調査・確認が必要な場合 ・医療機関・検査機関等による鑑定または審査が必要な場合 ・弁護士法など法令に基づく照会が必要な場合	90日
	・警察・検察・消防その他の捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 ・調査・確認先が日本国外にある場合	180日
	大規模な広域災害が発生した場合	360日

\*土日、祝日、12/29～1/3を除きます。

に基づき、共済金支払いのための調査・確認内容によりそれぞれの支払期限を定めました。

### ③共済契約の解除

コープ共済連による共済契約の解除の要件はこれまでも定めていましたが、保険法に基づき、「告知義務違反」による解除と「重大事由」(詐欺、故意による事故、著しい多重契約、信頼関係の喪失)による解除に区分しました。

・告知義務違反による共済契約の解除権は、生協の職員等による告知妨害および告知義務違反教唆の場合には消滅することとしました。

・告知義務違反による共済契約の解除権は、申込日から5年を経過した場合には消滅することとしました。

・重大事由による共済契約の解除の場合、これまでは発効日にさかのぼって解除していましたが、将来にむかって解除することとしました。

### ④被共済者による共済契約の解除請求

被共済者が共済契約申し込み時には同意をしても、その後、共済契約者や共済金受取人との間の信頼関係が損なわれた場合や、同意の基礎となった事情が著しく変わった場合には、被共済者から共済契約者へ共済契約の解除(解約)を請求することができることとしました(被共済者から共済契約者に共済契約を解約するように申し出ていただきます)。

## 代理請求制度の整備

共済金受取人が、深昏睡状態、遷延性意識障害、重度認知症等、意思を確認できない状態にあり、法定代理人がない場合、つぎのいずれかの方が契約引受団体の承認を得ることにより、代理人として共済金を請求することができます。

- ①受取人の配偶者
- ②受取人と同居または生計を共にする、受取人の3親等以内の親族
- ③受取人と同居または生計を共にする、受取人の配偶者の3親等以内の親族
- ④上記①～③の方がいない場合や、それらの方が共済金を請求できない事情がある場合は上記①～③以外の、受取人の3親等以内の親族

※代理人が共済金を請求する場合は、通常の共済金請求書類に加えて、その事情を示す診断書等の提出が必要です。

## 組合員の皆さまからの声

CO・OP共済は苦情やご意見・ご要望を受付するための窓口を設置しています。いただいた「組合員の声」は、商品・事業運営の改善へ役立てています。

【受付状況】2009年4月～2010年3月  
苦情/2,493件 ご意見・ご要望/2,719件

組合員の声を受けた取り組み  
実現した取り組みの一例を、紹介いたします。

### 【組合員の声】

通院中でも投薬を受けていても、加入できるジュニア18コースになってほしいです。

### 【取り組み】

ジュニア18 1900円コースが誕生しました。加入時に2つの健康状態に関する質問に該当しなければ、ご加入できます。2010年3月より実施しました。

ありがとうの声 52,005件  
(共済金支払時アンケート実績による)

### 【組合員の声】

十数年前に組合員になると同時にCO・OP共済に加入しました。老夫婦で毎月払える掛金であることと、共済金の請求時にめんどろな手続きがないということが何よりでした。今回、夫が入院し、共済金をいただきました。弱りきった気持ちを励ましてくれる「折り鶴」に心から感謝です。

上記の声は、感想の一例をご紹介します。